

二つの『指南録』自序

稻垣裕史

京都大學

一 はじめに

狀元宰相、忠君愛國の士として知られる南宋末の文人、文天祥（一二三六—一二八二）に『指南録』という詩集がある。『指南録』は、元朝との和平交渉において身柄を拘束された著者が脱走を企圖し、敵の哨戒を避けつつ逃亡する過程を、詩と散文によって書き綴ったものである。『指南録』巻首には二つの自序が収録されている。『指南録』の現存最古のテキストは、宋刊元印本といわれる靜嘉堂文庫藏『新刊指南録』四卷附録一卷（以下靜嘉堂本）であるが、^①靜嘉堂本もやはり二つの自序を巻首に置く。ふつう、單一の著作の巻首に複数の自序が置かれることはない。このテ

キストが宋刊本であるとすれば、一二八二年（至元十九年）に處刑される著者の生前から、すでに二つの自序が巻首に並立する特異な形態で流布していたことになる。『指南録』にはなぜ二つの自序が存在するのか。

二 重複する序

二つの自序は、靜嘉堂本ではそれぞれ「新刊指南録序」、「後序」と銘打たれている。二つのうち、第一の序はテキストによって呼稱が異なり、萬曆四十一年（一六一三）唐晟校本（『指南録』『指南後録』『集杜詩』を合刊）は「前序」、四部叢刊本（萬曆三年（一五七五）胡應臯刻本）を含む『文山先生全集』（以下『全集』）系テキストは「自序」としている。一方、「後序」の呼稱は固定しているようである。本稿では、「後序」との對照から第一の序を「前序」と呼ぶことにする。

「前序」は大きく分けて前後二段からなる。前段は、身柄を拘束されるまでの経緯、およびその後の脱走と逃亡について、日付を記しながら時系列に沿って述べている。後

段は、序文が書かれた當時の政治状況と自己の決意について記し、文末には「徳祐二年（至元十三年、一二七六）閏（三）月日、廬陵文天祥自序」と識語がある。

「後序」は四段からなる。第一段は「前序」前段と同様、逃亡の経緯について述べる。第二段は、その間に経験した絶體絶命の状況を、十八類にわたって列擧している。第三段は『指南錄』成立の経緯と各巻の構成について記し、第四段は忠孝の倫理を據り所に、逃亡から生還した理由を説明している。文末には「是の年（徳祐二年）夏五、景炎と改元す。廬陵の文天祥 自ら其の詩に序し、名づけて『指南錄』と曰ふ（是年夏五、改元景炎。廬陵文天祥自序其詩、名曰『指南錄』）」と識語がある。

「前序」前段と「後序」第一段はともに逃亡の経緯について記しているが、不可解なことに各々の前半の記述には、内容のみならず句法や語句のレベルで重複が認められる。以下、四つの部分に分けて比較し、字句の重複に傍點を附す。まず「前序」の冒頭部分。

予自吳門、被命入衛、守獨松關……。十九日、大皇除

予、右丞相、兼樞密使・都督諸路軍馬。時北兵駐高亭山、距脩門三十里……。

（私は平江府から、君命を受けて守備に就き、獨松關を守つた……。〔徳祐二年正月〕十九日、皇帝陛下は私を右丞相、兼樞密使・都督諸路軍馬に任命した。時に北軍は阜亭山に駐屯し、都の城門から三十里の距離にいた……。）

「後序」は次のとおり。

徳祐二年二月十九日、予除右丞相、兼樞密使・都督諸路軍馬。時北兵已迫脩門外、戰守遷皆不及施。

（徳祐二年二月〔實際は正月〕十九日、私は右丞相、兼樞密使・都督諸路軍馬に任命された。時に北軍は都の城門の外まで迫り、戦う、守る、逃げる、ともに手遅れであった。）

冒頭部分は、文天祥の任用と當時の戦況について記している。敍官の記述のみならず、「前序」が「時に北兵、高亭山に駐まり、脩門を距つること三十里」とするのに対し、「後序」にも「時に北兵、已に脩門の外に迫り、戦・守・遷 皆な施すに及ばず」とあり、よく似た句作りである。「前序」はその後數句を挟み、次のように續ける。

會使轍交馳、北約當國相見。諸執政侍從、聚於吳左丞相府、不知計所從出、交贊予一行。國事至此、予不得愛身、且意北尙可以口舌動也。

(折しも兩軍の使者が往來し合い、北朝は首相との會見を取り決めた。宰相や侍從は吳左丞相〔堅〕の執務局に集まつたが、對策に窮して、口々に私が行くのが良からうと勧めた。國がこうなれば身を惜しんではいられず、それにまだ外交交渉によつて北朝を動かせると考えていた。)

「後序」は冒頭部分に續けて次のように記す。

縉紳大夫士、萃於左丞相府、莫知計所出。會使轍交馳、北邀當國者相見。衆謂予一行、爲可以紓禍。國事至此、予不得愛身、意北亦尙可以口舌動也……。

(士大夫たちは左丞相の執務局に會したが、對策に窮してしまつた。折しも兩軍の使者が往來し合い、北朝は首相を招いて會見しようとした。周圍は、私が行けば困難を乗り切れるだろうとした。國がこうなれば身を惜しんではいられず、いまなお外交交渉によつて北朝を動かせると考えていた。)

第二部分において、「前序」は使者の往來と元軍による首

腦會談の要請、それを承けた左丞相府での議論、これに對する文天祥の意向の、三つの事柄を記している。「後序」では内容が前後して左丞相府の議論を先に置くが、語彙の選擇、句の作り方はほぼ同じとしてよい。なかでも「會たま使轍交こも馳す」の句は、兩序とも一字も違わず、また「前序」の「國事此に至れば、予身を愛するを得ず、且つ意ふに北は尙ほ口舌を以て動かす可き也」は、「後序」では助字の選擇に若干の違いがあるものの、他はことごとく一致する。「前序」は續ける。

二十日、至高亭山、詰虜師前後失信。虜師辭屈、且謂決不動三宮九廟、決不擾京城百姓、留予營中。旣而師孟來、予數罵其叔姪、愈不放還。賈餘慶者、逢迎賣國、乘風旨、使代予位、於是北兵入城、所以誤吾國、陷吾民者……。

(二十日、阜亭山に到着すると、賊軍のこれまでの背約を責めた。賊軍は言葉に窮し、決して宋の宗室と宗廟は動かさない、決して都城の住民には手を出さないと言つて、私を軍營に留め置いた。そのうちに呂師孟が現れたので、彼ら叔父甥

の惡業を數え上げて罵ると、いよいよ解放しなくなった。賈餘慶は、敵に媚びて國を賣り、時節がら下った命に乗じて私の地位に取って代わった男であり、そのため北軍が入城して、我が國を誤らせ、我が民を陥れた張本人である……」

「後序」は第二部分の後、數句を挟んで次のように續ける。初至北營、抗辭慷慨、上下頗驚動、北亦未敢遽輕吾國。不幸呂師孟構惡於前、賈餘慶獻諂於後、予羈縻不得還、國事遂不可收拾。予自度不得脫、則直前詬虜帥失信、數呂師孟叔姪爲逆……。

（北朝の軍營に到着するや言葉荒げると、高官も下士官もかなり面食らった様子で、北朝も簡單には我が國を侮ろうとはしなかった。運悪く表では呂師孟に恨まれ、裏では賈餘慶が疑念を吹き込んだため、私は拘留されて歸還できず、事態はこうして收束できなくなった。私は逃げられないと見て、賊軍の背約を正面切つてなじり、呂師孟ら叔父甥の裏切りを數え上げた……。）

第三部分には、皐亭山における會見の模様、および元朝に降服した宋の舊臣、賈餘慶・呂師孟らに對する譴責が記さ

二つの『指南錄』自序（稻垣）

れている。これまで見てきた部分よりも字句の重複は少ないが、「前序」の「虜帥の前後に信を失ふを詰る」と「後序」の「直ちに前みて虜帥の信を失ふを詬む」は同じと見てよからう。「後序」の記述が「前序」に比してより簡潔であるのにも注意したい。「前序」が皐亭山の會見を日付と場所から書き起こし、北朝側の發言について「且つ謂へらく決して三宮九廟を動かさず、決して京城の百姓を擾さず」と具體的に記しているのに對し、「後序」は「初めて北營に至るや」「北も亦た未だ敢へて遽かに吾が國を輕んぜず」と簡素に記すのみである。「前序」は續ける。

二月八日、諸使登舟。忽北虜遣館伴逼予同往。予被逼脅、欲即引決、又念未死以前、無非報國之日、姑隱忍就軀。

（二月八日、使節たちが上船。北賊は突如、接待官を遣わして私に同行するよう迫った。私は迫られて、すぐにでも自決しようとしたが、生きているうちは日々國のために報いねばならぬと思い直し、ひとまず我慢して船に乗った。）

「後序」は以下のとおり。

未幾、賈餘慶等以祈請使詣北。北驅予并往、而不在使者之目、予分當引決、然而隱忍以行。昔人云、「將以有爲也。」

(間もなく、賈餘慶らが祈請使として北を訪れることになった。北朝は私に同道するよう促したが、使者の人員には含まれていない。立場からすれば自決すべきだが、しかしながら我慢して行くことにした。古人の言葉に「生きて成し遂げる」ことがあるだろう)〔李陵の語、後述〕とあるではないか。

第四部分においても、「前序」の「忽ち北虜館伴を遣はして予に同に往くを逼らしむ」「姑く隱忍して舩に就く」と、「後序」の「北子を驅りて并びに往かしむ」「然れども隱忍して以て行く」を比較すると、やはり内容・語句の重複、記述の繁簡の差異が認められる。

このように、句法や語句のレベルで重複する二つの序が、最初から現行本『指南錄』のごとく双方とも巻首にあったとは考えにくい。この現象を説明するためには、『指南錄』の巻立て、およびその編集過程について検討を加えなければならぬ。

三 『指南錄』成立の経緯

四巻本の構成

『指南錄』四巻は、いくつかの段階を経て成立した詩集である。この事實に注目した先行研究は少なく、管見の及ぶ限りでは俞兆鵬・俞暉『文天祥研究』(二〇〇八、北京、人民出版社、南宋史研究叢書之二)に言及がある。同書によれば、文天祥は通州滞在中の徳祐二年閏三月、それまでの旅の詩を三巻にまとめて「前序」を書き、同年五月に福州の行在所に参内した後、通州出發以降に作った詩を加えて『指南錄』四巻とし、「後序」を執筆したという^③。同書の記述は『指南錄』成立に關する限りおおむね正しいが、論據となる資料名と考證過程を記さず、また『全集』系テキストを用いるために巻立ての認識に問題がある。以下、靜嘉堂本と對照しながら『指南錄』の成立過程を検證する。

「後序」第三段に、成立の経緯と各巻の内譯が記されている。

予在患難中、間以詩記所遭。今存其本、不忍廢、道中手自抄錄。使北營、留北關外、爲一卷。發北關外、歷吳門・毗陵、涉瓜洲、復還京口、爲一卷。脫京口、趨眞州・揚州・高郵・泰州・通州、爲一卷。自海道至永嘉、來三山、爲一卷。將藏之于家。使來者讀之、悲予志焉。

（私は苦難の中、密かに詩によつて體驗を記錄していた。現在その覺書が残っており、棄てるに忍びず、道中みずから書き寫した。北軍の陣營に使者として赴き、北朝の關門の外に拘留されるまでを一卷、關門の外を出發し、平江府・常州を経て、瓜洲を渡り、再び鎮江府に戻るまでを一卷、鎮江府を脱出し、眞州・揚州・高郵軍・泰州・通州へと向かう過程を一卷、海路をたどり温州に着き、福州に来るまでを一卷として、我が家にしまつておく。後世の者が讀めば、私の志を哀しむことだろう。）

この記述を靜嘉堂本の卷立てと比較してみよう。卷一は「赴闕（闕に赴く）」から「氣槩」まで十七篇（連作詩は一篇と數える）、旅程にすれば徳祐二年（至元十三年）正月に

臨安府城へ向けて出發してから、同二十日の阜亭山會見、身柄の拘束を経て、二十一日に宋朝が降服する頃まで。^④卷二は「使北（北に使す）^{つゝ}」八首から「沈頤家（沈頤の家）」まで十六篇、旅程にして二月八日の祈請使出發から同十八日の鎮江府到着、および同地における逗留について。卷三は「脫京口（京口を脱す）」十五首から「海船」まで三十篇、二月二十九日の鎮江府脫出から三月二十四日の通州到着、閏三月中に至る同地での滞在について。卷四は「發通州（通州を發す）」三首から「長溪道中和張自山韻（長溪の道中 張自山の韻に和す）」二首まで十九篇、閏三月十七日の通州出發から四月八日の温州到着、五月中に福州長溪縣に至るまで。このように「後序」に記された各卷の内譯は、現存最古の靜嘉堂本によく一致する。現行の四卷本は文天祥の手稿本の體裁を保持していると見てよからう。

ただし、『指南錄』の卷立ては靜嘉堂本とその他のテキストで異同がある。例えば、靜嘉堂本卷二冒頭の「使北」八首は、四部叢刊本『指南錄』（『全集』卷一三）では卷一末尾に置かれている。卷三の開始位置は四部叢刊本、靜嘉

堂本ともに同じだが、卷四は、靜嘉堂本が「發通州」三首より始まるのに對し、四部叢刊本はその直前の「懷楊通州（楊通州を懷う）」四首、「海船」の二篇が最初に來る（この二篇は靜嘉堂本では卷三末尾に置かれる）。特に注意が必要なのは、靜嘉堂本が附録一卷として收める「和自山（自山に和す）」「林附祖」「呈小村（小村に呈す）」「二月晦」「有感呈景山校書諸丈（感ずる有り 景山校書諸丈に呈す）」「即事」「所懷」「自歎」の八篇であり、これらは四部叢刊本ほか『全集』系のテキストでは卷四に含まれている。^⑤ 兪氏の研究は『全集』を参照しているため、卷三を「哭金路分應（金路分應を哭す）」二首までとし、また福州政府参加後に作られた靜嘉堂本附録一卷の詩群を卷四のうちに數えているようである（注③参照）。

「前序」の執筆

識語によれば、「前序」は德祐二年（一二七六）閏三月の作であった。文天祥は三月二十四日に通州に到着し、閏三月十七日に同地を出航、三十日に台州境域に達しているか

ら、^⑥「前序」は通州滞在中か、もしくは台州に至るまでの船旅の途中に書かれている。著者は時間に餘裕のあった通州滞中に詩稿をまとめ、それから程なく「前序」を書き上げたと思われる。

ここで『指南錄』卷四の詩群が問題となる。卷四は「至温州」詩を收めるが、すでに確認したように文天祥の温州到着は四月八日であるから、「前序」の書かれた閏三月の時点で「至温州」詩およびその後福州へ向かう途上で作られた「長溪道中和張自山韻」の二篇は存在し得ない。つまり卷四には、「前序」執筆後の作品が少なくとも二篇收められている。「前序」が書かれた當時、すでに編集が終わっていたのは卷三までの詩であり、「前序」はそれら全三卷の詩稿のために書かれた序文と見なしてよからう。

「後序」の執筆

「後序」は、識語によれば景炎元年（德祐二年）五月の作であった。「前序」の執筆から一箇月以上経った五月一日、宋朝舊臣によって福州に暫定政府が立てられ、同二十

六日、文天祥はその行在所を訪れている。著者は當時の様子を『集杜詩』の中で次のように回顧している。^⑦

予四月八日、到永嘉、則元帥舟去、已一月矣。亟使副守李珣、驛報行府、陳丞相即遣人來議擁立事、余深贊大議。五月一日、登極、予以觀文殿學士・侍讀、召赴行在。二十六日、至行都……。（『至福安』第六二）

（私は四月八日に温州に着いたが、元帥〔益王〕の船がこの地を去つてすでに一箇月が経つていた。急いで副指令の李珣に驛傳で元帥府へ報告させると、陳丞相〔宜中〕はすぐに人を派遣して益王の擁立について語り、私はこの重大な建議に心から賛同した。五月一日に即位され、私は觀文殿學士・侍讀として召し出されて行在所に向かった。二十六日、都に到着した……）

他の資料にも「四月八日、温州に至る。端宗皇帝（益王）の福安に大元帥府を建つるを聞き、公書を奉りて勸進し、議遂に決す（四月八日、至温州。聞端宗皇帝於福安建大元帥府、公奉書勸進、議遂決）」（『紀年錄』丙子注）とあるように、文天祥は四月の温州滞在中、益王の即位を勧める勸進表を

奉っている。^⑧ 上書の日是不明だが、『宋季朝事實』卷二（『宋史全文』附錄、靜嘉堂文庫藏明天順中刊本）は文天祥上書の記事（四月壬申〔八日〕温州到着の記事に附記）の前に、「四月庚寅（二十六日）、二王福州に在り。士民牋を^{たてまつ}上りて勸進す（四月庚寅、二王在福州。士民上牋勸進）」と記している。こうした記事の配列はしばしば前後しうが、かりに時系列に並べられているとすれば、文天祥の上書は四月二十六日以降になる。

文天祥の上書について、『宋季朝事實』卷二の注に引く文天祥傳が、他の資料と異なる消息を傳えている。「四月初八、温州に至り、從者^た惟だ六人を存するのみ。益王の即位するを聞き、表を上りて賀し、召されて行在に赴く（四月初八、至温州、從者惟存六人。聞益王即位、上表賀、召赴行在）」というこの記述を信ずるならば、文天祥は先の勸進表に續き、五月一日の益王即位後にも慶賀の表を奉っている。

『集杜詩』をはじめとする諸資料を勘案するに、文天祥は益王の即位後、召致の詔を拜するまで温州に待機してい

たようである。したがって福州境域で作られた『指南錄』

卷四「長溪道中和張自山韻」は、著者が温州を離れた後の五月中の作に確定できる。卷四の中に福州における作はこの一篇しかなく、「後序」第三段に「海道自り永嘉（温州）に至り、三山（福州）に來るもて、一卷と爲す」とあるからには、この詩は後の増補ではなく、著者の手稿本にほぼ確實に收められていたと考えられる。思うに、文天祥はおよそ一箇月に及ぶ温州滞在中、すでに通州以降の作品を詩稿の第四卷として整理していたのではなかったか。そして福州到着後、道中の作を加えて『指南錄』全四卷を完成させ、新たに「後序」を書き下ろしたのではなかったか。

「後序」晩年執筆説と『指南錄』の再編集

「前序」が書かれたわずか二箇月後、文天祥はなぜ再び「後序」を書き下ろす必要があったのだろうか。こうした疑問から、「後序」の執筆時期を識語の年月より後に引き下げる説もある。吳海發「『指南錄』編輯年代和『後序』寫作年代考辨」（『天津師大學報』一九八五年第五期）は、「後

序」の執筆時期を識語の景炎元年（至元十三年）五月ではなく、文天祥刑死の前年、至元十八年（辛巳、一二八一）夏に比定している。吳氏の擧げる五つの論據のうち、最も客観性のあるものは第二の論據である。これは卷四に收められる「林附祖」「呈小村」「和自山」「二月晦」「有感呈景山校書諸丈」「卽事」「所懷」の七篇がいずれも景炎元年五月以後の作であるから、「後序」の執筆はそれ以降でなければならぬとするものだが、すでに確認したとおり、これらの詩は靜嘉堂本では附録に收められており、後の増補である。

また、吳氏が論攷中に引用する『紀年錄』辛巳（至元十八年）注の記述は、「後序」の執筆を著者の最晩年に引き下げたのでは説明がつかない。

公手編其詩、盡辛巳歲爲五卷。自譜其平生行事一卷。

集杜甫五言句、爲絕句二百首、且爲之敘其詩。自五羊至金陵爲一卷。自吳門歸臨安、走淮至閬詩三卷、號『指南錄』、以付弟壁歸。

（文公は手ずから自作詩をまとめ、辛巳の年までで五卷とし

た。これまでの人生をみずから年譜に綴ったものが一卷。杜甫の五言詩句を集句して絶句二百首を作り、またこれに自序を書いた。廣州から建康府までを一卷とした。平江府から臨安府に戻り、淮東に逃れて福建に至るまでの詩が三卷、『指南録』と名付け、弟の璧にことづけて故郷に送った。

右の記述のうち、「自ら其の平生の行事を譜す一卷」は『紀年録』、「杜甫の五言句を集めて絶句二百首を爲り、且つ之が爲に其の詩に敘す」は『集杜詩』、「辛巳の歳に盡くるもて五卷と爲す」は『指南後録』（以下『後録』）をそれぞれ指すが、現行本『後録』は全三卷であり、「壬午」詩（『後録』卷三）など辛巳以降の詩も含むから、すでに文天祥の手稿本と體裁を異にしているのが分かる。「五羊（廣州）自り金陵（建康府）に至るもて一卷と爲す」の一文は、一見すると『指南録』について述べているようだが、文天祥みずから「予が『後録』の詩、廣州より金陵に至るを以て第一卷と爲す（予『後録』詩、以廣州至金陵爲第一卷）」（『後録』卷二、卷首自序）と述べるように、實際は『後録』に關する記述である。『指南録』に係わるのは、その

後の「吳門（平江府）自り臨安に歸り、淮に走りて閩に至るの詩三卷」である。これによれば、もと四卷であった『指南録』は、至元十八年（辛巳）にはすでに完本ではなくなり、再編集されて全三卷となっている。^⑨ 次の資料から見るに、殘闕の生じた時期は著者が再び元軍に捕縛された至元十五年であろう。

先生平日著述、有『文山隨筆』凡數十大冊、常與累奉御札及告身、及先公太師革齋先生手澤、共載行囊。丁丑歲、猶挾以自隨、一旦委之草莽、可爲太息。（道體堂刊『文山先生文集』元貞二年〔一二九六〕識語、景泰本『文山先生文集』卷首、注⑦參照）

（先生の日頃の著作に『文山隨筆』大判數十冊があり、これまでに拜領した詔敕や辭令、また御父君である革齋先生の手蹟と共に、いつも旅の行李に入れていた。丁丑の年〔至元十四年、一二七七〕にはまだ手許に置いて従軍していたが、あるとき野にうち棄てられてしまったのは、殘念である。）

『指南録』の殘闕について、著者自身も「而るに恨む所の者、『指南前録』は敘號存するも詩は已に完からず。侍郎

弟（文璧）姑く存する所の本に據りて、世に泯びざら使む（而所恨者、『指南前錄』敍號存而詩已不完。侍郎弟姑據所存本、使不泯於世）（「後錄」卷一下、識語）と記している。「敍號存す」は、識語に『指南錄』という書名を記した「後序」が、戦亂を経てなお著者の手許にあったことを示すであらう。「後序」は全四卷の内譯を詳細に記していたが、もしも吳氏の説のごとく著者最晩年の作であるなら、文天祥は再編集された三卷本の卷立てに合わない序文を、わざわざ書き起こしたことになる。

以上のごとく、吳氏の擧げる論據は一般的な認識を覆すには不十分である。「後序」は識語の記述どおり景炎元年五月の作として差し支えなからう。

四 『指南錄』成立の三段階

これまで検討してきた各卷の構成、および序文の執筆時期について整理するに、『指南錄』は成立までに三つの段階を経ている。

(a) 即興詩と覺書

「後序」第三段に「予患難の中に在りて、間かに詩を以て遭ふ所を記す」とあるように、『指南錄』に收められた詩は本來、旅の體驗を記録ないし記憶しておくために作られたものであった。詩の大半は七言絶句であり、見聞や體驗を散文的に直敍した詩が多い。逃亡と潜伏に明け暮れ、記録する暇すらない折には、出來事を即興性にすぐれた七言絶句として記憶し、小休止を得てからこれを改めて記録したと考えられる。

(b) 詩稿三卷と「前序」

「後序」は續けて「今 其の本を存して、廢つるに忍びず、道中手自ら抄録す」という。これによれば、著者は旅先で作った詩を帳面に書き付けて携帯し、それを道すがら清書して詩稿をまとめたのであった。『指南錄』の詩の多くには、旅の體驗をつぶさに記した隨想が附されている。一般の詩歌でいえば序や自注に相當するものだが、『指南

録』のそれは詩に匹敵する紙幅を誇り、内容も詩の補足説明にとどまらない。これらの詩と随想は、旅の途中に即時的に記録されたもの以外に、清書段階での追記を多く含むと思われる。例えば卷三は、二月二十九日の鎮江府脱出から三月七日の高郵軍到着まで、筆者の逃亡が苛酷を極めた一週間の出来事を中心に記しており、紙幅は全四卷の半分以上を占めている。随想の描寫は委曲を盡くし、詩も『指南録』唯一の長篇、「高沙道中（高沙の道中）」八十六韻を収めるが、決死の逃避行のさなか、わずか一週間の間にこれらすべてを即時的に記録し得たとは考えにくい。次の随想などは清書段階の追記としてよからう。

二月二十九夜、予自京口城中間道、出江漕登舟、泝金山、走眞州。其艱難□□萬狀、各以詩記之。（卷三「脱京口」）

（二月二十九日夜、鎮江府城内の抜け道から長江のほとりへ出て船に乗り、金山を溯り、眞州に逃げ延びた。その苦難の様々を、それぞれ詩によって記す。）

「脱京口」十五首は脱走の過程をうたった連作詩であり、

二つの『指南録』自序（稻垣）

詩に記されたそれぞれの出来事には時間的な開きがある。右はその冒頭に置かれた随想であるが、「各おの詩を以て之を記す」の一文は、すべての出来事を體驗し終えた回想者の立場からしか書き得ないし、その口吻も即時的に記された覺書というよりは、むしろ時間が経過した後、讀者を意識して追記されたものようである。

このように、旅の覺書に追記し、清書して三卷の詩稿にまとめた段階で「前序」が書かれた。このとき卷四はいまだ成立していない。

（c） 卷四と「後序」

「前序」が書かれた後、それ以降の作品が卷四としてまとめられ、「後序」が書かれた。『指南録』の成立である。

「後序」は、あるいはその名が示すように本来『指南録』の後記として巻後に置かれ、殘闕が生じて再編集される際、著者自身によって巻首に移されたのかもしれない。しかし、殘闕前の形態を保持している靜嘉堂本が巻首に置いているのだから、何者かが故意に倒置でもない限り、「後序」

は最初から『指南錄』の卷首にあったと考えざるを得ないのであろう。「後序」は全四卷の内譯について説明し、識語に書名を記していたが、こうした體裁から見ると「後序」の方が「前序」よりも序文として相應しい。またすでに確認したように、二つの序の前半部分は句法・語句レベルで重複しており、「後序」は明らかに「前序」の記述を下敷きにして書かれている。これらを綜合して考えるに、「後序」は「前序」と差し替えるべくして新たに書き下された序文であつたと推察される。

五 二つの序の差異

それでは、「前序」からわずか二箇月の後、新たに「後序」が書き下ろされたのはなぜか。その理由を考える前に、二つの序の差異について検討しておく必要がある。

冒頭で述べたように、「前序」は前後二段、「後序」は四段に分けられる。「前序」後段には、都落ちした王子の消息を聞き、彼らに合流しようとする著者の決意が述べられている。

予至通、聞二王建元帥府於永嘉。陳樞使與張少保世傑、方以李郭之事爲己任。狼狽憔悴之餘、喜不自制。跋涉鯨波、將躡屨以從。意者、天之所以窮餓困乏而拂亂之者、其將有所俟乎。

(通州に着くと、二王〔益王昞・廣王昀〕が温州に幕府を開いたと聞いた。陳樞使〔宜中〕と張少保世傑は、いまや李光弼と郭子儀のごとく天子の補佐をみずからの責務としているという。逃亡に明け暮れて疲れ切った後、その嬉しさは抑えようもない。荒波を乗り越えたら、陸路をたどつてこれに參加しよう。思うに、天が人の心身を痛めつけて行動を阻むのは、きつと何か期待する所があつてのことだろう。)

「後序」第二段は、第一段に述べられた逃亡の過程を、再び次のように概括している。

嗚呼、予之及於死者、不知其幾矣。詆大酋當死。罵逆賊當死。與貴酋處二十日、爭曲直、屢當死。去京口、挾匕首以備不測、幾自頸死。經北艦十餘里、爲巡船所物色、幾從魚腹死。眞州逐之城門外、幾徬徨死。如揚州、過瓜洲・揚子橋、竟使遇哨、無不死。揚州城下、

進退不由、殆似送死……。至通州、幾以不納死。以小舟涉鯨波、出無可奈何、而死固付之度外矣。

（ああ、私が死にかけたのは、何度あったか分からない。戎の大將を誹謗して死ぬはずだった。逆賊を罵って死ぬはずだった。戎の大臣と二十日間を共にし、是非を争って何度か死にそうになった。鎮江を離れる時、匕首を忍ばせて不測の事態に備え、自殺して死ぬところだった。十餘里にわたる北軍の戦艦の前を通り過ぎ、哨戒船に探られ、魚の餌食となつて死ぬところだった。眞州では城外に放り出され、路頭に迷つて死ぬところだった。揚州を目指して瓜洲・揚子橋を過ぎた折り、もし敵の哨戒に出くわしたなら、きつと死んでいった。揚州の城下では進退窮まり、死んだも同然だった……。通州に着くと、受け入れてもらえず死ぬところだった。小さな船で荒波を越え、どうにもならない状況へ身を投じたが、死は初めから考慮の外に置いていた。）

一見して分かれるとおり、逃亡中の出来事が瀕死の體驗として再定義されている。繰り返される「死」の列挙は、引用を省略した部分を含めて實に十八回に及ぶ。續く第三段は

二つの「指南錄」自序（稻垣）

すでに見た卷立ての説明であり、最後の第四段は第二段の議論を受けて、「死は固より之を度外に付せり矣」とする自分がなぜ現在まで生き續けているのか、忠孝の倫理にもとづいてその理由を説明している。

嗚呼、予之生也幸、而幸生也何所爲。求乎爲臣、主辱臣死、有餘僇。所求乎爲子、以父母之遺體行殆而死、有餘責。將請罪於君、君不許。請罪於母、母不許。請罪於先人之墓。生無以救國難、死猶爲厲鬼以擊賊、義也。賴天之靈・宗廟之福、脩我戈矛、從王于師、以爲前驅、雪九廟之恥、復高祖之業、所謂「誓不與賊俱生」、所謂「鞠躬盡力、死而後已」、亦義也。

（ああ、私が生き延びたのは幸いだが、幸いに生き延びて何をしようというのか。臣下としての責務からすれば、主君が辱められたまま臣下が死ねば恥を残す。子としての責務があるのに、父母より受けた身體を危険に曝して死ねば責めを負う。主君に裁きを請おうとすると、主君は許さない。母に裁きを請うと、母は許さない。父の墓前に裁きを請う。生前に國難を救えずとも、死して國家の亡靈となり賊を討ち果たす

のは、義である。天の靈驗と宗廟の加護を頼み、武器を整え、王の出征に付き従つて先兵となり、王朝の恥辱をすすぎ、太祖の偉業を恢復する、いわゆる「誓つて賊軍と共に生きない」「いわゆる「身を挺して力を盡くし、死ぬまでやめない」も、やはり義である。」

「臣爲るに求む」「子爲るに求むる所」(「中庸」にもとづく語)は、臣下あるいは子として求められる責務をいう。ただし「主の辱められて臣の死するは餘^{より}侈^り有り」「父母の遺體を以て殆^{あやう}きに行きて死するは餘責有り」と續くように、著者が願うのは責務を全うする生存の道ではなく、死である。みずからの求める死が、主君と父母に仇をなす背徳行爲であるがゆえに、著者は「罪を請」う。自分の死を、主君も母も許しはしない。そこで亡父の墓前に裁きを請う。その後は父の示した回答であらう。死して國家の厲鬼となるのもひとつの道だが、生き延びて死を迎えるその日まで戦い抜くのも、同じく義を立てる道ではないか、と。序文は續く。

嗟夫、若予者、將無往而不得死所矣。向也使予委骨於

草莽、予雖浩然無所愧怍、然微以自文於君親、君親其謂予何。誠不自意、返吾衣冠、重見日月。使旦夕得正丘首、復何憾哉、復何憾哉。

(ああ、私のような者は、死に場所はいくらでもあつた。あの時もし草むらに屍を晒すことになつたとしても、私自身にやましさは何一つなかつたが、しかしその死によつて主君と兩親を顯彰するところがないとすれば、彼らは私のことをどう思うだろうか。まったく思いがけず、朝廷の臣下に戻り、再び日の目を見ることになつた。いづれ故郷で死ぬことができれば、他に何か心残りがあるだろうか、他に何か心残りがあるだろうか。)

「予の若き者、將に往きて死所を得ざるは無からん矣」は、第二段に列擧される瀕死體驗のうち、どの場面で死んでも不思議でなかつた、の意。生き残つた今、亡父の示したもう一つの道のごとく死力を盡くして戦い抜き、最後に故郷に葬られることになればそれで本望であると、「後序」は結ばれている。以上のごとく「後序」第四段には、生存を選択した自己の辯明が縷々綴られている。

六 差し替えの理由

一讀して分かるように、二つの序の筆致は對照的である。「前序」は新政權の樹立について「狼狽憔悴の餘、喜ぶこと自制せず」と感想を述べ、みずからの生還についても「意者、天の窮餓困乏せしめて之を拂亂する所以の者、其れ將に俟つ所有らん乎」と、その意義を積極的に認めている。一方、「後序」は第二段において「予の死に及ぶ者、其の幾ばくたるかを知らず矣、大酋を誣りて當に死すべし、逆賊を罵りて當に死すべし、貴酋と處ること二十日、曲直を争ひて屢しば當に死すべし」と、ことさらに瀕死の體驗を列擧し、第四段の忠孝論ではそれを受けて「向也 予をして骨を草莽に委て使めば、予は浩然として愧作する所無しと雖も、然れども以て自ら君親を文ること微かりせば、君親は其れ予を何とか謂はん」と、生に未練はないこと、生存を選んだのは主君と親のためであることが強調されている。「前序」が決死の逃避行から生還した喜びを綴るのと對照的に、「後序」はむしろ死を希求し、やむを得ず生

存の道を選択したのだと記している。

『指南錄』本篇にも瀕死の體驗を列擧した箇所がある。

ただし「後序」のごとく死を強調するのではなく、「前序」と同じように奇跡の生還を安堵している。その一例として、卷三「脱京口」十五首を擧げておく。一首ごとに附された隨想の多くは、あれほどの危機に遭遇しながらよく生き延びられたものだ、生の僥倖を強調する表現で結ばれている。^⑩

若使不知間道、只行市井正路、無可出之理。（脱京

口）其三（踏路難）

（もし抜け道を知らず、街なかの通りを進んでいたら、脱出できるはずもなかった。）

使吾無此一遭遇、已矣。（其四「得紅難」）

（もしこの「義に厚い人物との」出會いがなければ、おしまひだった。）

若非得此一紿、従前經營、皆枉用心、惟有死耳、豈不痛哉。（其五「紿北難」）

（もしこの偽りがうまく行かなければ、これまでの算段はす

べて無駄に終わり、死ぬしかなかった。痛ましいことではないか。)

とりわけ「紿北難」の「若し此の一紿を得るに非ずんば……惟だ死有る耳、豈に痛ましからず哉」には、死を痛ましいものと見なし、生還をことほぐ態度が明確に表れている。

『指南錄』本篇や「前序」とは對照的に、「後序」が逃避行からの生還を否定的に書かざるを得なかったのは、これから参加する暫定政府への配慮があつたと考えられる。

「予分として當に引決すべきも、然れども隱忍して以て行く」(「後序」第一段)とみずから述べるように、文天祥は一時的であるにせよ元軍に拘留され、降伏使節團とともに大都に向かつてゐる。そして「眞州之を城門の外に逐ひ、幾ど徬徨して死す」(同第二段)とあるように、實際に淮東の總司令官である李庭芝からスパイの嫌疑を掛けられ、城を逐われている。宋朝の歸順以後も抵抗活動を續けてきた舊臣たちにとって、文天祥は彼自身が口を極めて罵る賈餘慶や呂師孟と同様、投降者の一黨であつた。彼が周

圍の疑念を晴らし、發足したばかりの暫定政府へ参加するためには、逃亡の経緯を詳細に報告し、生還と歸參の正當性について辯明する必要があつただろう。その報告書に充てられたのが、記録性の高い『指南錄』本篇の記述であり、その記録を根據として生還の正當性について辯じた論文こそ、暫定政府参加にあたつて書かれた「後序」ではなかつたか。「後序」第三段に「使し來者之を讀めば、予が志を焉に悲しまん」とあつた。著者の意識する讀者は、何も後世の者(來者)だけではあるまい。自己の忠義を證明する報告書として、著者はこの詩集を周圍の者に讀ませるつもりではなかつたか。

七 同時代の讀者

『指南錄』は、實際に同時代の士人に讀まれていたようだ。というのは、文天祥の同郷の後輩、王炎午(一二五二—一二三四)の「生祭文丞相(生きながらにして文丞相を祭る)」(『吾汝叢』卷四、以下「生祭文」、注⑫參照)が、『指南錄』中の言説を巧みに引用しつつ、至元十五年十二月末に

再び元軍の虜となつた文天祥に自決を勧めているからである。王炎午はこの祭文を護送中の文天祥に讀ませるべく、彼が通過するであろう故郷吉州とその近隣諸州に寫しを貼り付けて回つたというから、「生祭文」は明くる至元十六年（一二七九）中の作としてよからう。

「生祭文」は、「維れ□年□月□日、里學生・舊太學觀化齋生の王鼎翁、謹んで西山の薇を採り、汨羅の水を酌みて、哭して丞相文山先生の未だ死せざるの靈に祭る（維□年□月□日、里學生・舊太學觀化齋生王鼎翁、謹採西山之薇、酌汨羅之水、哭祭于丞相文山先生未死之靈）」と書き起こした後、次のように續けている。

嗚呼、大丞相可死矣。文章鄒魯、科甲郊祁。斯文不朽、可死。喪父受公卿俎簋之榮、奉母極東南迎養之樂。爲子孝、可死。二十而魏科、四十而將相。功名事業、可死。仗義勤王、使命不辱。不負所學、可死。

（ああ大丞相、死に時でございましょう。學問は儒家の正統を修め、科擧は狀元及第の榮譽を受けました。斯文を繼ぐ不朽の業績を遂げられたのですから、死に時でございましょう。

二つの『指南錄』自序（稻垣）

父君の葬禮には國葬を許される榮譽にあずかり、母君に仕えては赴任地に迎えて孝行する喜びを盡くしました。子として孝であつたのですから、死に時でございましょう。二十代で狀元及第、四十代で政府首腦となりました。その名聲と業績からして、死に時でございましょう。大義のため天子に盡くし、その使命を全うされました。學ばれた教義どおりにされたのですから、死に時でございましょう。」

冒頭五度にわたる「死す可し」の反復は、『指南錄』「後序」第二段における瀕死體驗の列擧、「大酋を詆りて當に死すべし、逆賊を罵りて當に死すべし、貴酋と處ること二十日、曲直を争いて屢しば當に死すべし」を想起させる。おそらく王炎午は「後序」を意識した上でこのような書き方をしている。彼が『指南錄』を閲覽していたであろうことは、續く記述からも明らかである。

華元踉蹌、子胥脫走、丞相自敘幾死者數矣……。雖舉事卒無所成、而大節已無愧、所欠一死耳。奈何再執、涉月踰時、就義寂寥、論者驚惜。豈丞相尙欲脫去耶、尙欲有爲耶。或以不屈爲心、而以不死爲事耶。抑舊主

尙在、未忍棄捐耶、果欲脫去耶。

（華元のごとき逃避行、伍子胥のごとき脱走劇。何度も死にかけた、丞相みずから度々述べておられます……。試みは結局成就されなかったとはいえ、節義にもはや愧すべき所は無く、不足しているのはただ一死のみでございます。しかるに再び捕らわれて幾月も經つのに、義のために自決されたという話を耳にせず、世論をはがゆがらせているのは、どうしたわけでございましょう。丞相はまだ脱走しようと思ひでしょうか、まだ何か爲そうと思ひでしょうか。もしくは不服従を心に決め、死なぬのを身上とされているのでしょうか。それとも舊君いまだ御健在のゆえ、見棄てるに忍びないのでしょうか、結局は脱走しようと思ひでしょうか。）

「丞相自ら幾ど死すと敍ぶる者數しはなり矣」は、「後序」第二段における瀕死體驗の列擧、「幾ど自頸して死す」「幾ど魚腹に従ひて死す」「幾ど傍徨して死す」等を意識していると思われる。「自ら敍ぶ」とある以上、その著作は決死の逃避行について記した『指南錄』を指すに相違ない。また、「大節已に愧づる無し、欠くる所は一死なる

耳」は、次に掲げる『指南錄』卷一、阜亭山の會見における文天祥の發言「但だ一死もて國に報ゆるを欠くのみ」をふまえるであろう。

予詣北營、辭色慷慨……。北辭漸不遜。予謂：「吾南朝狀元宰相、但欠一死報國。刀鋸鼎鑊、非所懼也。」

大酋爲之辭屈而不敢怒。諸酋相顧動色、稱爲丈夫。

（卷一「紀事」一）

（私は元軍の陣營に至ると、口調と態度を荒げた……。北朝側の言葉は次第に不遜になった。私は言った。「我は南朝の狀元宰相、足らざるは一死もて國に報ゆるのみ。鋸引きも釜茹でも、怖れるものではないぞ。」すると戎の大將は言葉に窮し、怒るに怒れなくなった。戎の重臣たちは互いに顔を見合わせてよめき、ますらおであると譽めた。）

文天祥の發言に見える「刀鋸鼎鑊は、懼るる所に非ざる也」は、漢の蘇武が李陵に向けて語った「今身を殺して自ら效すを得ば、斧鉞湯鑊を蒙ると雖も、誠に甘んじて之を樂しまん（今得殺身自效、雖蒙斧鉞湯鑊、誠甘樂之）」（漢書）卷五四蘇建傳附蘇武傳）の語にもとづく。忠義を語る文

脈でしばしば用いられる表現であり、必ずしも『指南録』を意識した言葉ではないが、「生祭文」にも次のような一文がある。

雖鑊湯刀鋸、烈士不辭、苟可就義以歸全、豈不因忠而成孝。

（釜茹でや鋸引きといえども、烈士は辭さないものでございます。自決してその身を全うできるのであれば、どうして忠をよりどころとして孝を遂げられないのですか。）

同様に、「生祭文」に「尙ほ脱去せんと欲する耶、尙ほ爲す有るを欲する耶」とあった。「爲す有るを欲す（欲有爲）」は、李陵「答蘇武書（蘇武に答ふる書）」（『文選』卷四一）にもとづく語で、李陵はみずからが死を選ばず、生を選択して匈奴に降服した理由について、「然らば陵の死せざるは、爲す所有れば也。故より前書の言の如く、恩を國主に報いんと欲する耳（然陵不死、有所爲也。故欲如前書之言、報恩於國主耳）」と述べている。「後序」第一段、大都に連行される経緯を述べた部分に「予分として當に引決すべきも、然れども隱忍して以て行く。昔人云ふ、將に以て爲

す有る也」とあったが、「生祭文」が「尙ほ」欲するや、まだ爲すべきことがあるのか、とことさらに強調するのも、おそらく文天祥の過去の發言を言質に取るがゆえであろう。以上のごとく『指南録』の表現を意識しながら議論をすすめる「生祭文」は、間接的ではあるが同書に關する最も早い讀書記錄の一つに數えられる。

八 おわりに

現行本『指南録』は全四卷の詩集であるが、至元十三年閏三月に「前序」が書かれた時點ではいまだ名前のない、三卷の詩稿であつた。文天祥が暫定政府に参加した同年五月、新たに一卷を加えて四卷となり、「後序」が書き下ろされて現在の形となつた。二つの序は句法・語句レベルで記述の重複が認められ、また「前序」に比して「後序」の方がより序文らしい整つた體裁であることから、「後序」は「前序」と差し替えるべくして作られた序であつたと考えられる。

至元十五年、著者は再び元軍の捕虜となり、このとき詩

稿の一部が散逸、その後著者の刑死の前年にあたる至元十八年ごろ、『指南錄』は残された原稿をもとに三卷に再編集されている。一度失われたはずの四卷本が現在に傳わるのは、殘闕が生じる以前から巷間に流布していたためであろう。それを裏付けるのが、文天祥の同郷の後輩であり、舊太學生であつた王炎午の「生祭文」である。「生祭文」は、『指南錄』の記述に言及しながら文天祥に自決を勧めている。至元十六年に作られた「生祭文」が『指南錄』の記述をふまえるという事實は、この詩集が著者の暫定政府參加から程なくして周邊士人に讀まれるようになったことを示唆している。そうした讀者の一人が『指南錄』を抄寫して副本を作り、その副本の讀者がまた新たに書き寫すという過程を経ながら、王炎午をはじめとする宋末の士人に傳播していったのではなからうか。とすれば、現行の『指南錄』が二つの自序を卷首に戴くという特異な形態も、文天祥の本意ではなく、傳寫の過程で發生したものと考えられる。本稿が類推するように卷四の附された段階で序文が差し替えられたとすれば、一度は本篇から除外された「前

序」が、傳寫のいずれかの段階で遺文として再録され、双方とも自序であることを理由に卷首に置かれたのであろう。狀元宰相として名高い文天祥の文章を、一篇でも多く收めておこうという意圖があつたかもしれない。

決死の逃避行が小休止を得た時に書かれた「前序」は、いまだ記憶に新しい過酷な旅を振り返つて近況を述べるといふ、記録性に重きを置いた構成であり、生還の意義を積極的に認めている。一方「後序」は、すでに南朝の領域に歸還して二箇月が経ち、暫定政府への參加も實現した後、行在所のある福州で書かれた。逃避行は「瀕死の體驗」として再定義され、みずからは死を望むものの、忠考のためにやむを得ず生きるのだと、生還について否定的ですらある。「後序」が忠考論を展開するのは、暫定政府參加にあたり、周圍に生還の正當性について辯明しておく必要があつたからだと考えられる。

『指南錄』本篇を虚心に讀めば、この詩集が逃避行の経緯を詳細に記した一種の記録文學であり、全篇を通じて忠君愛國の倫理性を全面に押し出しているのは「後序」をお

いて他にないと氣付く。個人的な旅の記録である『指南録』を倫理的かつ政治的な著作へ變質させたのは、他ならぬ「後序」である。その證據に、現代の我々を含む歴代の讀者は、長らく『指南録』を忠臣の言行録としてのみ評價してきた。^③「後序」の成立過程とその性質が明らかになつたいま、倫理性・政治性から距離を置き、『指南録』本篇を記録文學として再評價すべき時に來ている。

註

①『靜嘉堂文庫宋元版圖錄』宋版史部『新刊指南録』解題による。宋朝が元朝に歸順するのは一二七六年（宋德祐二年、元至元十三年）正月、『指南録』の成立は同年五月であるから、嚴密に言えば宋刊本ではない。解題は、一二七九年（宋祥興二年、元至元十六年）二月の陸秀夫・張世傑ら暫定政府滅亡までの刊刻と見なしているのであろう。

② 本稿に引用する『指南録』の字句は靜嘉堂本に據る。靜嘉堂本は元朝に對する蔑稱や人名の一部を空格に作るため、他本によつて文字を補い、▲を附してその箇所を明示する。

③『文天祥研究』第六章第五節：「當他準備離通州去永嘉時，便把從平江撤軍・入衛臨安・被拘元營・鎮江脫逃至金應病逝

通州期間寫の詩、整理編輯成詩集三卷、并寫了「自序」。後來他還把泛海南歸和在福建期間新做的詩編爲第四卷補充進去，又寫了「後序」。第七章第二節：「文天祥到福安行朝後，把他從德祐二年（一二七六）正月領兵赴闕和出使元營以來所寫的詩，加上他到福建後所新做的詩，編成了『指南録』四卷、并寫了「後序」。

④ 實際には正月二十二日についても言及がある。卷一「紀事」（底本は墨格に作る）三・「正月二十日、至北營、……越二日、予不得回闕」。

⑤ 景泰六年（一四五五）韓雍・陳價刻『文山先生文集』（『宋集珍本叢刊』八八、四川大學古籍整理研究所、二〇〇四、北京、綫裝書局）、嘉靖三十一年（一五五二）鄒懋卿編・寧龍刻『文山先生全集』（『宋集珍本叢刊』八八・八九、同上）のように卷立てを記さないテキストもあるが、やはり『指南録』本篇の一部として扱っている。

⑥『紀年録』丙子：「（三月）二十四日、至通州。閏三月十七日、遶海而南。三十日、至台州境、地名城門鎮、自城門陸行。四月八日、至溫州」。注⑦參照。

⑦ 本稿に引用する『集杜詩』および『指南後錄』『紀年録』の字句は景泰六年刻本（注⑤參照）に據る。

⑧ 同様の記事が劉岳申「文丞相傳」（注⑨參照）、『宋季朝事實』卷二（『宋史全文』附錄）、『宋史』卷四一八文天祥傳に見える。

- ⑨ 同様の記述として、元・劉岳申（一二六〇—？）「文丞相傳」（景泰本『文山先生文集』附錄卷一、注⑤參照）：「自是、因兵馬司者四年、其爲詩有『指南前錄』三卷、『後錄』五卷、『集杜』一百首、皆有自敘」。

- ⑩ これ以外にも同様の例は多い。一例として「予是以得濟、其非天哉」（卷三「眞州雜賦」七首其三）、「使所過北、有數騎在焉、吾等不可逃矣」（卷三「出眞州」十三首其十二）、「幸而風雨大作、騎只徑去、危哉危哉、哀哉哀哉」（「至揚州」二十首其十五）、「若將九折回車看、倦鳥何年可得還」（卷三「發海陵」詩）、「不是神明扶正直、淮頭何處可安身」（卷三「聞諜」詩）など。

- ⑪ 眞州城を逐われる具體的な経緯は卷三「出眞州」十三首に記されている。文天祥はその後も各地で嫌疑をかけられており、『集杜詩』第六〇「行淮東」、第六一「自淮歸浙東」、第六三「福安宰相」等にその様子が回顧されている。

- ⑫ 「生祭文」序：「遂作生祭丞相文……相與謄錄數十本、自鎮至洪、於驛途・水鋪・山墻・店壁貼之。冀丞相經從一見……」。以下、「生祭文」の字句は『四部叢刊三編』所收明正德十年（一五一五）序景鈔本『吾汶藁』に據る。

- ⑬ 歴代評價の例として、「指南錄」、獨錄詩也乎哉。自錄其念不忘宋、以媿當時賣國降虜、若（陳）宜中・（留）夢炎輩、罪通於天也」（明・郭一鶚「文文山先生指南摘錄序」、萬曆四十一年〔一六一三〕唐晟校本『指南錄』卷首、一九七二、臺

北、臺灣中華書局『文文山指南錄』、中華國學叢書之一）、「試觀其『指南』一錄、敘事陳詞、言言慷慨」（明・唐晟「跋文山先生指南錄」、同上卷末）。現代の中國・臺灣における文天祥研究は、形式的であるにせよ彼を忠君愛國者として顯彰する一文を含むのが一般的である。